

個人情報保護委員会（第308回）議事概要

- 1 日時：令和6年12月4日（水）13：00～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、
梶田委員、高村委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報作成事業者」の認定に係る協議への対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題2：第46回世界プライバシー会議（GPA）結果報告について
事務局から、資料に基づき報告を行った。

浅井委員から「今回のGPA会議は、私にとって、通算4度目の参加となった。

今回の会議では、私自身を含め、当委員会から複数の登壇機会があり、個人情報保護委員会の取組を国際的に発信する大変良い機会になったほか、幅広い分野にわたる様々な講演やパネルディスカッションを聴取することで、最新の国際潮流や課題の把握にもつながり、非常に有意義な参加になったと実感している。

また私は、対面での現地参加は、一昨年トルコでの第44回会合、昨年のバミューダでの第45回会合に続いて3度目となり、他国の個人情報保護当局や国際機関、関係団体の代表者らと、関係性を深めてきた経緯の上で、一歩踏み込んだ意見交換をする機会も数多くあった。このように、多くの関係者と直接コミュニケーションを取れたことは、国際的な協力関係や信頼関係の深化・強化につながるものであり、非常に重要であると考えている。

さて、今年のGPAは、例えば国際、つまりはinternationalなど頭文字が小文字の“i”で始まる八つのキーワードを、「八つの“i”」としてテーマに掲げて、これらに関連するトピックスが網羅的に取り扱われた。特に、こどもの個人情報保護及びプライバシー保護の話題は注目度が高かったと思う。このこどものテーマについては、保護措置の在り方や教育・啓発活動の取組など様々な切り口から、複数の議論が行われた。中でも、現地ジャーニー在住の10代の学生数人が参加したセッションは注目を集めていた。日々

のSNSの使い方やネットいじめ等、若者の身近な問題を通じて、プライバシー関連の課題がどのような実影響を及ぼしているのか、また、個人情報保護における既存の取組が若者の目にどのように映っているのか、生の声を基に議論が行われたパネルディスカッションであったが、とても強く印象に残った。なお、当委員会からも、石井専門委員が生成AI利用に伴う個人情報保護上の課題について発表する中で、こどもを含む要保護性の高い人々への保護措置強化の必要性や、いわゆる3年ごと見直しにおける検討状況に触れる形で、こども関係のトピックスについて発信された。

また、日本が推進している、信頼性のある自由なデータ流通、DFFTについても、多くの場面で取り上げられ、DFFTの概念の普及・浸透が着実に進んでいることが確認できた。私自身、昨年に引き続き、越境移転ツールに関するパネルディスカッションに参加して、ツールの開発や普及を通じてDFFTを具体化していくことの重要性について発言することができ、登壇後にも多くの関係者から反響を頂いた。今回の会議において、五つの決議が採択されているが、そのうちの一つにおいて、GPA決議としては初めて、DFFTをタイトルに冠するものが採択され、その決議のテキストの中で、DFFTは同志国や国際フォーラムにおける共通の目的であるとして言及されたところである。この決議については、当委員会も共同提案機関、つまりコ・スポンサーとして、その策定作業に積極的に関与しており、このような成果文書が採択されたことも、大きな成果であったと考える。

今後も、GPAをはじめとした国際フォーラムへの参加や関係機関との対話を通じて、国際的な議論や活動に積極的に貢献していく所存である」旨の発言があった。

小川委員長代理から「GPAというグローバル規模の国際会議に参加して、幅広い分野に関するセッションを聴取するとともに、当委員会からの情報発信や、他国関係機関との交流を行ったことは、当委員会の国際戦略に掲げる、最新の国際潮流の把握や、当委員会のプレゼンス向上、さらには国際的な協力関係の深化などにつながるものであり、大変意義深いものであると思う。

このGPAの直前、10月9日から11日にかけて、当委員会は、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにも参加し、また、先週11月26日及び27日には、第62回APPAフォーラム、アジア太平洋プライバシー機関フォーラムを東京において当委員会が主催したところである。この数か月で、集中的・効果的な国際的活動ができていると考えている。

引き続き、GPAをはじめとする国際会議に積極的に参画し、個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築、国際的な協力関係の強化、そして、国際動向の把握や情報発信に努めてまいりたいと思う」旨の発言があった。

(3) 議題3：監視・監督について

※内容について非公表

(4) 議題4：令和6年度第2四半期における監視・監督の状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(5) 議題5：令和6年度第2四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(6) 議題6：個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の開催について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「2点意見を述べる。まず、委員会としては、注意喚起を通じて、寄せられた漏えい等報告等を還元して、対策強化の呼びかけを実施しているところであるが、収集事例の活用によって、より効果的な啓発活動をするにはどうすればよいのかについて、他の機関からフィードバックを頂き、有効に使ってほしい。

次に、注意喚起についての議論の際に、例えばランサムウェア対策等の技術的な部分については、参加機関の一つであるIPAがより詳細なチェック項目等を準備していると聞いたが、参加機関の役割分担をどのようにすべきかを明確にし、連携がより効果的に取れるようにしてほしい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「1点目のサイバーセキュリティに関する効果的な啓発活動について、委員会では多くの不正アクセス事案に対応しているが、それらについては、今年度の第1四半期から開始した監視・監督権限の行使状況の概要の中で、多数の不正アクセス事案を載せているため、これを参考にしていただければと思っており、連絡会においても、この資料について参加機関に対し説明することとなっている。さらには、不正アクセス事案については、不正アクセスの類型別に対応策があるため、これら類型別の具体的対策を整理したものを示すことも有効であると考えており、こうした注意喚起を行うことも検討しているところである。

2点目の機関間の役割分担について、委員会は、漏えい等報告が提出された不正アクセス事案に対して、個別の事案ごとに向き合って再発防止策を指導しているが、委員会は飽くまで個人情報保護の観点から安全管理措

置を中心とした内容の指導を行っており、技術的安全管理措置の面での指導も、基本的な体制整備を促すなどの内容である。そのため、委員会は、どのようなシステム・プログラム上の脆弱性があるのかなど、高度で技術的な情報提供の面では役割を担うものではなく、他の機関との分担ができていると考えている。実際に、セキュリティ技術面での脆弱性情報などについてはIPAなどが公表しており、事業者もこうした情報を踏まえてセキュリティ対策を講じているのが実態である。今般、連絡会を開催するとしても、このような分担は変わらないと考えている。

委員会は、漏えい等報告の義務化により事案に関する情報を得ているため、他の機関にとっても役立つ情報を提供できると考えており、連絡会でも四半期ごとに説明・共有していくが、一方で、他の機関からは委員会の今後の監視・監督に必要な知見を頂きたいと考えている。これにより、1点目の啓発活動にも関係するが、こうした情報共有を通じて、委員会の啓発活動の内容をブラッシュアップしていきたいと考えている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上